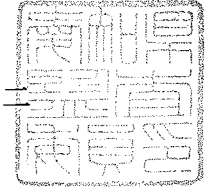


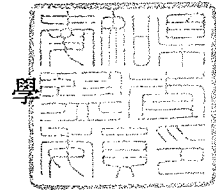
27監査第168号  
平成28年1月6日

別記請求人及び代理人様

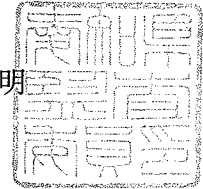
愛知県監査委員 西川 洋



同 青山 學



同 後藤 貞明



住民監査請求に係る勧告に基づく措置について（通知）  
平成27年8月19日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第9項の規定に基づ  
き、別添のとおり愛知県知事から通知がありました。



27局総第315号

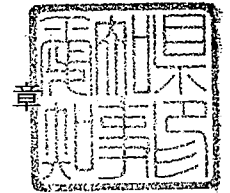
平成27年12月28日

愛知県監査委員 西川 洋二 殿

愛知県監査委員 青山 學 殿

愛知県監査委員 後藤 貞明 殿

愛知県知事 大村 秀



地方自治法第242条第9項の規定に基づく措置について（通知）

平成27年10月15日付け27監査第148-1号の勧告については、別紙のとおり措置は不要であると判断しましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

(別紙)

## 1 勧告の内容

愛知県知事が平成24年度から平成27年度までの間に元愛知県議会議員半田晃士氏(以下「半田元議員」という。)に交付した政務調査費又は政務活動費に係る別紙の支出(以下「本件支出」という。)については、本件支出に係る調査等の委託の実績を直ちに確認することができず、本件支出に係る経費が愛知県議会における政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程(平成25年愛知県議会告示第1号)による改正前の愛知県議会における政務調査費の交付に関する規程(平成13年愛知県議会告示第1号。以下「本件規程」という。)又は愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例(平成13年愛知県条例第41号。以下「本件条例」という。)に定める調査研究費に該当するか否かが明らかでない。

したがって、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、平成27年12月31日までに、それらの調査等の委託の実績を確認して、本件支出に係る経費が本件規程又は本件条例に定める調査研究費に該当するか否かを判断し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるよう勧告する。

## 2 調査の実施

半田元議員からは、当初より、本件条例等に基づき収支報告書及び支出の事実を証する書類(以下「領収書等」という。)の写しが提出されていたところ、本件住民監査請求に係る監査の過程において、その対象となった支出に係る成果物などの書類が提出された。

監査の結果、本件支出については、「半田元議員から示された書類のみでは、その実績を確認することができず、監査期間内には、確認することができなかった」とされたことから、次のとおり委託の実績を確認すべく受託者に対する調査を実施した。

### (1) 調査方法

半田元議員から提出された領収書の写しに記載された支払先(以下「受託者」という。)のうち、別紙1(3)に係る受託者(以下「受託者A」という。)を除く7名の受託者と面会の上、関係事項を聴取した。

受託者Aについては、面会することはできなかったが、文書による照会を行い、回答を得た。

### (2) 調査結果

本件支出について、次の事実を確認した。

- ア いずれの委託業務についても、受託者がそれぞれ受託の上、業務を遂行しており、受託に際しては、半田元議員から受託者に対して委託書が交付されていた。
- イ 半田元議員から写しが提出されている委託業務に係る成果物は、いずれも当該委託業務の受託者が作成していた。
- ウ 半田元議員から写しが提出されている領収書の住所・氏名は、いずれも受託者が記入していた。
- エ なお、別紙1(1)及び2(4)に係る受託者（以下「受託者b」という。）と、別紙3(11)、(13)、(14)、(17)、(20)、(21)、(23)、(25)から(27)及び4(28)に係る受託者（以下「受託者B」という。）とは、同一人物であった。受託者Bによれば、受託者bの氏名は、受託者Bのペンネームであるとのことであったため、同人に対し、当該ペンネームの他での使用実績が確認できる書類等の提出を求めたが、その点は確認することができなかった。

### 3 判断

本件条例等に基づき、半田元議員により提出された領収書等の写しから判断する限り、本件支出については、いずれも政務調査費又は政務活動費の趣旨に合致していると認められるものである。

今回の受託者に対する調査により、本件支出については、いずれも領収書等の写しにより示されている内容のと通りの委託の実績を確認することができたことから、本件支出に係る経費は、本件規程又は本件条例に定める調査研究費に該当するものと認められるので、措置は不要である。

なお、受託者bに係る委託については、ペンネームの他での使用実績を確認することができなかったが、そのことをもって委託の実績を否定することはできず、本件条例等に抵触するなどの違法性を確認することはできなかった。

## 1 平成24年度

番号	支出年月日	支出金額	摘要
(1)	平成25年3月31日	800,000円	西区地震防災アンケート調査手数料(800部)
(2)	平成25年3月31日	200,000円	西区地震防災アンケート調査手数料(200部)
(3)	平成25年3月31日	500,000円	西区地震防災アンケート調査手数料(500部)

## 2 平成25年度

番号	支出年月日	支出金額	摘要
(4)	平成25年12月28日	680,000円	西区地震防災アンケート集計・分析・報告作成料
(5)	平成25年12月29日	500,000円	防災アンケート調査費用(500部)
(6)	平成26年3月6日	300,000円	地域猫保護予備調査
(7)	平成26年3月31日	300,000円	地域猫保護予備調査

## 3 平成26年度

番号	支出年月日	支出金額	摘要
(8)	平成26年4月30日	30,000円	生活保護受給実態調査①
(9)	平成26年5月31日	30,000円	生活保護受給実態調査②
(10)	平成26年6月25日	150,000円	名古屋市動物愛護団体調査①
(11)	平成26年6月30日	250,000円	愛知県動物愛護団体調査①
(12)	平成26年8月7日	150,000円	名古屋市動物愛護団体調査②
(13)	平成26年8月11日	100,000円	愛知県動物愛護団体調査②
(14)	平成26年9月4日	150,000円	環境省動物愛護政策調査
(15)	平成26年9月6日	100,000円	愛知県将棋文化振興策研究①
(16)	平成26年10月9日	100,000円	愛知県将棋普及活動調査①
(17)	平成26年10月15日	100,000円	愛知県動物愛護団体調査③
(18)	平成26年11月1日	150,000円	名古屋市動物愛護団体活動調査①
(19)	平成26年12月1日	150,000円	名古屋市動物愛護団体活動調査②
(20)	平成26年12月5日	150,000円	名古屋城内野良猫実態調査①
(21)	平成26年12月21日	100,000円	名古屋城内野良猫実態調査②
(22)	平成27年1月15日	200,000円	名古屋市観光政策調査
(23)	平成27年1月19日	200,000円	オーストラリア観光政策調査
(24)	平成27年2月12日	250,000円	政令指定都市観光政策調査
(25)	平成27年2月23日	200,000円	パース市観光政策調査
(26)	平成27年3月11日	150,000円	パース市視察手配作業
(27)	平成27年3月16日	170,000円	パース市英語資料翻訳作業

## 4 平成27年度

番号	支出年月日	支出金額	摘要
(28)	平成27年4月15日	90,000円	パース市視察調査資料整理作業